

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和元年(2019年)11月19日

(2) 事故発生場所

相手方自宅所在地

(3) 事故発生状況

区の職員が、食品衛生監視業務のため、事故発生場所向かいの駐車場に庁有車を駐車しようとしたところ、ギアの操作を誤り、当該庁有車の前部が事故発生場所に設置されていた相手方所有のブロック塀に衝突した。この事故により、当該ブロック塀の一部が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害231,353円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和2年(2020年)2月18日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員がギアの操作を誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損したブロック塀の修理費の合計231,353円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意をするとともに、安全運転講習会を受講させた。

(2) 所属長から庁有車を運転する職員全員に対し注意喚起をするとともに、安全運転講習会の受講を促した。